

第 6 章 犬山市認知症施策推進計画（案）

1 計画の策定にあたって

（１）計画の背景と目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「基本法」という。）が令和 6 年 1 月に施行されました。都道府県及び市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めることが規定されました。

本市においては、認知症の人は増加しており、これまでに認知症の人に関する理解の推進や認知症サポーターの養成、医療や保健、福祉で連携した早期発見・早期対応する体制を整備する等、認知症の人の暮らしや困りごとに対応するための取り組みを進めてきました。

今後も認知症の人の増加が見込まれ、認知症になっても、本市でその人らしく安心して暮らし続けられるような取組の充実が必要です。

本市における認知症施策を計画的に、着実に推進するため、本章を基本法第 13 条の規定に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に策定しました。

（２）計画の期間

本計画は、第 11 次犬山市高齢者福祉計画・第 10 次犬山市介護保険事業計画にあわせて、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とします。

2 計画の基本的な考え方

本市では、基本法を踏まえ、共生社会の実現をめざし、「認知症の人に対する住民理解の促進」と「認知症の予防」と「相談体制の整備」に重点を置き、以下のような体系で取組を進めていきます。

共生社会の実現	施策目標 1 認知症の理解の 推進と意向の尊重	(1)認知症の人に関する理解の 促進、社会参加の支援	①認知症の人に関する理解の促進 ②社会参加の機会の確保等
		(2)認知症の人が安心して暮ら すための生活の支援	①認知症バリアフリーの推進 ②相談体制等の整備
	施策目標 2 早期発見 ・ 早期対応	(1)連携体制の充実等	
		(2)認知症の予防等	

計画の推進にあたっては、基本法に基づき、「新しい認知症観」に立ち進めていきます。

『「新しい認知症観」に立つ』とは、

- 「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、診断を受けた後も一人一人にできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという考え方で
- 認知症の人を含めた市民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があります。
- 認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要です。

3 基本的施策

施策目標1 認知症の理解の推進と意向の尊重

(1) 認知症の人に関する理解の促進と社会参加支援、意思決定支援と権利の保護

① 認知症の人に関する理解の促進

施策の目標

年齢に関わらず誰もがなりうる認知症は、正しく理解することが必要です。

認知症になっても一人ひとりにできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で、希望を持ってその人らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解を深め、地域の中で見守る体制の構築に努めます。

現状と課題

- 認知症について、その症状と症状に起因する問題行動ばかりが注目されやすく、認知症の人自身の尊厳やその意思が軽視される傾向にあります。認知症に関する偏見や課題を解消し、社会全体で認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人をだれもが支援できるようにすることが必要です。
- 9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、広報やイベント等を開催し、認知症の啓発を進めています。
- 地域住民や企業、学校等で地域住民や企業などに対し、認知症の正しい知識や認知症の人への接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催しています。
- 課題は、「認知症地域支援推進員」が活動しやすい環境づくりです。地域にいる「認知症地域支援推進員」が情報発信するための活動支援を行うことで、より幅広く地域の認知症の人やその家族に情報発信ができることを目指します。

具体的な取組

◇アルツハイマー月間パネル展示

9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、令和4年度より認知症啓発のパネル展示を市役所等で実施しています。

◇犬山オレンジフェスタの開催

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、令和4年度より認知症の啓発を目的とした各地区にあわせた活動を行っていましたが、令和8年度より犬山オレンジフェスタから各地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が中心となり独自に認知症に対する啓発活動を行います。

◇認知症の周知啓発

広報犬山の特集として、認知症に関する周知啓発の記事を掲載しています。

◇認知症サポーター養成講座

地域住民や企業などに対し、認知症の病態や接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催しています。

◇認知症初期集中支援チーム「つなごっと」

認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職で構成する専門家チームです。本人や家族、関係機関などからチームに相談が入ると、リーフレットやガイドブックを用いて、本人や家族にあったサポートを行っております。

また、住民啓発の一環として各イベント等に赴き周知啓発活動を行っております。

◇認知症地域支援推進員の活動

地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症の講座の開講や、認知症カフェやピアサポート活動を行い、個々の認知症の人や家族等に応じた施策を進められるよう、活動を行っています。

② 認知症の人の社会参加の機会の確保等

施策の目標

認知症の人が多様な社会参加をすることで、人や支援とつながり、生きがいや希望をもって暮らすことができるように支援します。

現状と課題

- 本人発信などの活動においては、認知症であることで 本人や家族が消極的な態度になってしまうことが多く、本人の活動に支障が出ている可能性があります。
- 認知症であることを理由に、本人が社会参加する機会を失うこともあり、社会参加の機会の確保を重要視していきます。

具体的な取組

◇認知症の人自らの経験等の共有機会の確保

認知症の当事者同士が出会い、その経験等を共有し、ピアサポート活動につながるよう、認知症地域支援推進員や関係機関との連携を行い支援します。
その他、ピアサポート活動を支える人材不足の解消を進めていきます。

◇認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人が社会参加し、認知症の人の声ができる限り届けられるよう機会の確保を図ります。認知症の人は支えられる側として扱われることが多く、地域社会の中で「支える側」としての役割や生きがいを持つための機会を創出していきます。

◇家族会（話し合いの場）での支援

認知症の人やその家族等の活動の場を模索するとともに、介護軽減に繋がる取組を実施するため、現状の聞き取り等を行い、本市や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員等が個別に本人や家族を含む家族会を開催していきます。

◇若年性認知症の人の支援

若年性認知症の人や家族等のニーズに応じて、本市の担当窓口や専門機関への照会等、今後の生活支援を行います。

(2) 認知症の人が安心して暮らすための生活の支援

①認知症バリアフリーの推進

施策の目標

認知症の人の声を聴きながら、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進し、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう支援します。

現状と課題

- 講座を開催し、認知症サポーター、キッズサポーターの養成を行っており、令和8年3月現在サポーターは7,496人です。
- 本市や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等にいる認知症地域支援推進員が、認知症の人が活躍できる場や通いの場（認知症カフェなど）を開催するなどの取組（チームオレンジ）を進めています。サポーターの減少やリーダーの担い手がみつからないなど、認知症カフェやチームオレンジの新たな立ち上げができていません。リーダーの担い手の確保やカフェや取組の立ち上げ支援等が必要になっています。
また、既存の認知症カフェ等では新規に参加しづらいこともあるとの声もあり、新規でも参加しやすい環境を整備する必要があります。
- 本市、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成した「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を配布し、今後生活をする上での不安の解消を図っています。
- 高齢者の見守りや安否確認のため、見守りシールの配布をしています。発見者となりうる地域住民などに行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気づき、利用してもらえよう取組を検討していきます。
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入により、認知症により誤って電車を止めるかもしれない、他人の物や商品を傷つけるかもしれない、といった介護者の不安の解消を図っています。

具体的な取組

◇認知症サポーターやキャラバンメイトの養成

地域住民や企業などに対して認知症の病態や認知症の人への接し方などの知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター養成講座」、さらに「認知症サポーターステップアップ講座」を実施しています。

市内の小学生や中学生を対象としたキッズサポーターや高校生、大学生、若者を対象とした養成も行っています。

認知症サポーター養成講座を受講した団体にはステッカーを配布し周知を行ってもらいます。

また、愛知県が主催する「キャラバンメイト養成講座」への参加も積極的に行いつつ、地域での活動支援を行っていきます。

◇認知症カフェの実施

認知症の人が活躍できる場や認知症の人やその家族、地域の人など誰もが集える場所です。悩み相談や気軽な世間話などのピアサポートを行っています。

◇チームオレンジの実施

地域の認知症サポーターを中心にチームを組み、認知症の人やその家族を支援するための取り組みや認知症に関するさまざまな活動をしています。

◇高齢者見守り支援ネットワーク

地域社会の中で、さまざまな活動をしている人や団体、事業所の協力をいただき、さりげない見守りや声かけにより、お互いに負担のかからない方法で見守りを行うネットワークです。

日々の活動中で何らかの異変に気付いた時は、高齢者支援課に連絡することで、必要な支援につなげます。

◇認知症ケアパス

認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の状態に応じた対応の流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けるとよいのかがわかるように、「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を作成・配布しています。

◇認知症高齢者声かけ訓練

認知症の方が徘徊などにより迷子や行方不明になった場合を想定し、実際に地域で声かけをする訓練を実施しています。

◇見守りGPS 購入費助成事業

GPSを利用した専用端末機の購入費の一部を補助し、高齢者が所在不明となった場合に、介護者が位置情報を検索でき、早期発見に役立てます。

◇見守りシール交付事業

個別番号と二次元コードが記載された見守りシールを認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一行方不明になった場合に、発見者が二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族などに連絡が入り、発見者と保護した場所の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援しています。

◇認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者が日常生活に起因する偶然的事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する団体総合生活補償保険への加入を市が取りまとめます。

②相談体制等の整備等

施策の目標

認知症の人や家族等が困りごと等を気軽に相談し、必要な社会的支援につながれるように体制整備を推進します。

現状と課題

- 認知症の人やその家族はなかなか病院受診ができず、適切な治療もできていないことがあります。また、認知症ということを世間に知られたくないといった心情もあります。そういった心情の中でも、早期受診につながれるよう、認知症初期集中支援チームも活用しながら本人や家族支援を行い、適正に受診できる仕組みづくりを目指してまいります。

具体的な取組

◇認知症相談体制の整備

独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、かかりつけ医、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等が地域の実情にあわせて機能や連携を図る体制の整備を目指します。

◇認知症や相談に係る情報の発信

認知症の人やその家族が相談したいときに必要な情報が提供されるように、本市、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）での情報発信やケアパスの周知やＨＰ、ＳＮＳでの情報発信を行います。

◇重層的支援体制整備事業の推進

本市における地域住民の複合・複雑化したニーズに対応して、地域全体でつながり続ける支援体制を構築することを目的に「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することを目指した事業展開を行っていきます。

施策目標2 早期発見・早期対応

(1) 連携体制の充実等

施策の目標

医療・保健・福祉をはじめとする専門家が連携し、適切なサービスを切れ目なく利用できるように体制の整備を図ります。また、必要な人材の確保と資質の向上を図ります。

現状と課題

- 認知症の疑いがある人、認知症の疑いがあるのに受診を拒否する人、認知症の治療を中断している人、認知症の症状が顕著なため介護や対応に苦慮している人などに対し、認知症サポート医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職が対象者や家族へ訪問支援や相談を行い、指導や助言を行うことで、適切な医療・介護サービスを受けられるよう、一定期間集中的に支援しています。
- 認知症への理解が十分ではなく、本人や家族が認知症だと認めたくない、知られたくないなどの理由で、相談や受診ができないケースがあります。

具体的な取組

◇認知症初期集中支援チーム「つなごっと」

認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職で構成する専門家チームです。本人や家族、関係機関などからチームに相談が入り、月1回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行っています。

◇認知症地域支援推進員の活動支援

地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェやピアサポート活動を行い、個々の認知症の人や家族等に応じた施策を進められるよう、活動を支援していきます。

(2) 認知症の予防等

施策の目標

健康づくりや介護予防の推進は、認知症の予防や進行の抑制にもつながる取組で推進が必要です。

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関と連携、情報共有して取り組んでいきます。

現状と課題

- 介護予防事業として、本市や高齢者あんしん相談センター主催の介護予防教室を実施するとともに、高齢者の世帯訪問時等に基本チェックリストの実施による閉じこもり等今後何らかの支援が必要な人の把握に努めています。
- 介護予防普及活動として、介護予防教室を開催し、受講人数も増加していますが、地域の特性に応じた受講メニュー等を組み込むことが難しくなっております。

具体的な取組

◇健康づくり・介護予防の推進

本市主催のフレイル予防スクールや本市、高齢者あんしん相談センター等による介護予防教室等での介護予防の推進やフレイルチェックリストの実施により、今後介護状態にならないよう対象者の把握や予防に努めます。

また、通いの場など高齢者の居場所づくりや孤立防止のための交流事業の実施などを行い、健康づくりや生きがいづくりの場に参加してもらう機会をもつことで認知症予防に努めます。

◇認知症の早期発見の取組

高齢者あんしん相談センターでの窓口業務や、認知症初期集中チームによる訪問活動により、早期発見への取組みを推進していきます。

また、本市が実施するフレイルチェックリストにおいて、認知症に関する項目で、今後認知症になりうる人を洗い出し、その該当者については高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員における訪問活動も行い、早期発見・早期受診につなげています。

◇認知症の早期発見のための関係機関との連携

認知症初期集中支援チームや、高齢者あんしん相談センターはもとより、地域の中で早期発見につながるよう、かかりつけ医や民生委員や町内会等からの情報も共有し、早期発見のために連携を強化していきます。

4 計画の推進にあたって

(1) 保健・医療・福祉の関係機関との連携

認知症施策の推進にあたっては、認知症の人やその家族の状況に応じた支援や困りごとにきめ細かな対応するため、保健・医療・福祉をはじめとする専門家や庁内の関係部局と緊密に連携して進めていくことが重要です。

(2) 認知症の人と家族等の参画の推進

認知症施策の立案、実施、評価にあたっては、認知症の人やその家族等の参画が求められています。丁寧な意見聴取、職員との対話、現場の確認等により認識を共有し、計画の推進を図ります。

(3) 計画の推進

本計画は、P（計画）、D（実行）、C（評価）、A（改善）サイクルにより、着実な推進を図っていきます。